税務関係部課長会議　議事録

日　時　　平成 25 年 10 月 28 日（火）　午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分
会　場　　愛知県自治センター大会議室
当番市　　小牧市
出席者　　県・・・市町村課　税制Ｇ課長補佐　上村　忍
　　市町村課　税制Ｇ主任主査　小林　光浩
　　市・・・名古屋市　財政局税務部税制課長　堀田　喜之　始め 40 名
　　市長会事務局・・・行政係長　太田　雅之　始め 2 名
資　料　　税務関係部課長会議次第
　　議題回答状況　資料 1～資料 3
　　東海都市税務協議会会則
　　平成 26 年度地方税制改正に関する要望書
内　容
1　開　　会　愛知県市長会事務局　財政係長　石川　浩司
2　あいさつ　愛知県財政Ｇ課長補佐　上村　忍
〇特別徴収推進の関係について
　昨年、住民税特別徴収推進協議会を設立。９月に「あいち 2012」宣言で県内全市町村と愛知県が一体となって特別徴収推進を進める採択。
２４年度から２６年度まで３ヵ年が特徴推進強化期間であり、昨年と引き続き県税の推進員と共に推進をお願いしたい。
〇愛知県の滞納整理機構について
　２３年４月に３ヵ年の期限を設けて設立した。徴収率５０％超える実績であり、参加している各市町村の担当者にとってはいい研修の場になっているという意見をいただいている。２５年までの３ヵ年の想定であったが、各市町村の要望があり、引き続き３年延長の方針である。参加している市町村は引き続き参加をしていただき、参加していない市町村は参加について検討をしていただきたい。
　地域全体として悪質な滞納は許さないという納税者を含めた環境づくり、意識作りを地域全体として取り組んでいきたい。
〇２６年度地方税制改正について
　自民党の税制調査会の審議が例年より１ヶ月程早く始まっています。
２６年４月より消費税が５％から８％に上がり、これに関連したいろいろな措置と、法人実効税率の引下げのなどの問題があるなど議論が盛りだくさんとなっている。地方税制の関係でご注意いただきたいのが、消費税が

１０％になった段階で自動車取得税の廃止する方針であり、その代替財源については決まっていない。新聞等で言われているのが軽自動車税を引き上げる話が出ているなど自動車関係税制の見直しがありご注意願います。

２点目は、企業の設備投資の関係で機械、装置の償却資産にかかる固定資産税の減免について、年末に議論を先送りされ引き続き議論されるとのことです。

３点目は、地方法人課税のあり方検討会が報告書の見直しの案を発表。県としても総務省の見直し案の情報しかない。消費税が上がることにより、地方にとっては消費税交付金の歳入の増が出る。不交付団体にとっての超過財源が増えることから、格差拡大の是正を図る方向が必要とのこと。

消費税の交付金が上がることを見込んで、法人住民税が一部国税化する、交付税財源に含めるなど、年末の党税調で議論される。

県としても総務省から情報が入ってこれば、速やかに各市町村さんに情報を提供します。年末に向けて、各市町村さんとしてもアンテナを高くして情報収集をお願いしたい。

3　議長選出　小牧市市民税課長　林　浩之

4　議　　題

(1)「納税(納入)通知書の点字表示について」(一宮市提出)

○一宮市市民税課長　今西　昌秀氏趣旨説明

個人住民税、固定資産税、国民健康保険税をやっています。一宮市としては１人の方から要望がある。各税の担当課がそれぞれ点字をしている。選挙時に使うもので担当者が作成している。今後増えた場合について点字の事務をしている各市に意見を伺いたい。

(議長)

集計結果について、質問１の納税通知書の点字表示の実施の有無ですが、実施していると回答のあった市は５市。実施していないと回答のあった市は３３市。質問２の税目等や周知について、税目の内訳は、個人市民税４市、固定資産税５市、介護保険料１市、国民健康保険３市、軽自動車税１市です。周知については、名古屋市さんはホームページや広報などで、他市は特にしていないでした。質問３の今後の予定ですが、半田市さんは、住民税は希望があれば実施する。新城市さんは、要望があれば検討する。

ご質問、ご意見があれば、発言をお願いしたい。

(名古屋市)

固定資産税と市県民税を行っている。固定資産税３６通、市県民税１９通、全体で５５通と限られている。名古屋市の公式ウエブサイトで募集をかけ、

音声認識コードも対応している。委託業者に委託して作成している。音声コードは募集しているが実績はゼロです。
（岡崎市）
　個人市民税、固定資産税、介護保険料に対応している。視覚障害者福祉協会より希望者リストをいただき、ボランティア団体（木曜会）に依頼をしている。特に周知はしていない。選挙での件数は３０票ぐらいあるので、点字の件数はそれ以内と思います。
（半田市）
　固定資産税と国民健康保険税に対応し、担当課が行っている。ボランティア市民団体にお願いしている。点字希望者に個別に対応している。住民税は、希望者がいないため該当者はないが、要望があれば対応します。
（豊明市）
　個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に対応している。税については税務課、県税については保険医療課が行っている。スタート時は声かけを市民に行ったが、現在は申出者について対応している。人数は２人程度。封筒に税目を表示するのみ行っている。ボランティアさんに依頼している。周知はしていない。
（愛知県）
　点字は行っていない。今後も予定は無い。視覚障害のある方への対応もしていない。
（一宮市）
　半田市さんの内容はどのようなものか。一宮市では封筒の表に何々税通知書在中、封筒の中には１枚の紙で、誰々様の何々税１期いくら、２期いくら、納期限はいつなどです。ボランティアに依頼すると個人情報の関係があると思うが、どのように対応しているか。
（半田市）
　固定資産税と国民健康保険税では取扱が違います。固定資産税は封筒に納税通知書という点字を貼り付けている。国民健康保険は何もしていない。納税通知書の内容は本人の同意を得てボランティアに依頼し、納税通知書の内容を点字してもらって送付している。本物の納税通知書は、固定資産税は同封し、国民健康保険は、同居の方で目の見える方は同封していますが、見えない方は同封していない。２、３、４期は、固定資産税は１期と同様の処理で、国民健康保険は特に何もしません。取り扱に差はあります。
（一宮市）
　本人に郵送するのか。
（半田市）

郵送で送付します。その中で点字にした納税通知書と通常の納税通知書を同封します。国民健康保険は入れる場合と入れない場合があります。

(2)「国税犯則取締法第１条第３項に基づく照会(閲覧申請)の対応について」
（一宮市提出）
○一宮市市民税課長　今西　昌秀氏趣旨説明
国税犯則取締法第１条第３項に基づく照会の閲覧ですが、総務省自治税務局企画課長通知で、平成２４年２月２日に出ている。これによると、守秘義務によって守られる公益と国税犯則取締法の要請とを比較考慮の上と書いてありますが、刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく照会と同じ任意捜査ということで、本市としては原則開示していない。実際に開示すべきかどうかを伺いたい。
（議長）
集計結果について、一律に応じていると回答のあった市は２５市、一律に拒んでいると回答のあった市はゼロ市、照会内容によってその都度対応を変えていると回答のあった市は６市、その他と回答のあった市は７市です。
ご質問、ご意見があれば、発言をお願いしたい。
（豊田市）
事例はありません。基本は任意規定であるので応じない。刑事訴訟法と同様の取扱としたい。ただし①から③の条件に当てはまれば応じることも考えられる。国・県との３税協力といった側面もあるので、①から③に当てはまる条件であれば対応することも考えられる。
（常滑市）
事例はありません。豊田市さんが言われたような解釈で進めていくと思います。刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく照会については一律に応じています。
（みよし市）
国税犯則取締法第１条第３項に基づく照会は、刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく照会と同様に強制力の無い任意捜査であるので、安易に出すのは好ましくない。地方税法第２２条に抵触すると考えられるため応じていない。例外もあるので、豊田市さんの①、②、③の現状の内容を聞いた上であれば出しても仕方がないと思います。原動機付自動車及びミニカー、小型特殊自動車の放置車両の所有者照会には応じている。
（岡崎市）
一律に応じています。刑事訴訟法第１９７条第２項については応じていない。３税協力体制のということで、一律に応じるべきでないか。今までには

事例はありません。刑事訴訟法の中に４９０条、５０７条の照会は応じている。民事訴訟法１８９条についても応じている。
（一宮市）
　今年だけでも１０件照会があり、すべて断っています。
（愛知県）
　平成２４年の総務省通知のとおり比較考慮の上だしている。個別の状況に応じて、事案の重要性、緊急性など総合的に判断している。開示の例はあまりない。
開示する場合は口答で行い、県からの開示ではないと条件をつけて断りを入れる。刑事訴訟法については応じていない。
（一宮市）
　文書で受け取って、口答で回答するのか。
（愛知県）
　そう思います。
（一宮市）
　口答で回答する場合、意見を聞いて、条件を見て回答するのか。一律か。
（愛知県）
　一律ではなく、必要と判断した場合に口答で答える。
（一宮市）
　刑事訴訟法５０７条の関係で、過去のこの会議でありましたがそれと同じではないという解釈か。
（愛知県）
　裁判所の命令であれば出さざるを得ない。弁護士からは回答しない。出す先が裁判所か警察であれば出さざるを得ない。口頭で回答するのは、３税協力の対場からという考え方です。

(3)「軽自動車税の軽減措置について」（知多市提出）
　○総務部税務課長　上田　雅敏氏趣旨説明
　１の生活保護受給者に対する減免ですが、軽自動車税の生活保護受給者等に関する減免については、地方税法第４５４条に、貧困により公私の扶助を受ける者で、条例の定めるところにより減免できる規定があります。一方、総務省の条例(例)には、軽自動車税は条文が示されていません。また、地方税法も県税である自動車税にはそうした減免の規定が見当たりません。県内各市の税条例では、減免措置のある市と無い市があり、各市の状況をお尋ねします。
　２の身体障害者等に対する減免ですが、本市では減免台数を１人１台とし、

普通自動車税の減免を受けている方を除くこととしております。毎年、窓口で申請していただき、身体障害者手帳等確認していたが、申請者の利便性の向上の観点から、継続減免の場合は文書照会等により申請がなされたものとし、事務の見直しを検討したいため各市の状況をお尋ねしたい。

３の電気自動車等のエコカーに対する軽減措置ですが、５月に納税義務者から「電気自動車は他市では減免している」という指摘がありました。回答で、県内各市ではそのような減免は無いことを確認しました。

事務局より各市の回答をいただいているので、全市が未実施である３を除いて実施されている各市の状況をご教示いただければ幸いです。

１の生活保護受給者への減免措置の(1)減免の基準日ですが、通常、減免は納期限内に申請すべきことから、納期月に生活保護を受給されていれば該当し、納期限後に受給となった方は該当しないのではないか。また、賦課期日４月において生活保護を受給されており、納期月前に廃止しなった場合など、減免の基準日等の具体的な運用をお聞かせください。

(2)は、本市の福祉事務所との協議について生じた問題です。アの生活保護を受給していない別居の子の使用する軽自動車ですが、未成年のため、生活保護の親の名義で登録された場合、この場合も減免となるか。

生活保護の相談の中では、軽自動車の保有は認められないとの事例があっても将来的に生活保護が廃止になったら乗りたいとか、個別の事情で、税金も保険も払うから軽自動車を持っていたいという場合も減免となるのか。理由を聞かずに減免してしまうと、親戚縁者に名義貸しをする場合があるのではないかという問題があり、保有理由を不要とする場合は減免となり得ますが、レアなケースとなるが制度上やむを得ない理解でよいか。

(3)は保有理由及び減免の有無を福祉事務所長が承認したものに限るといった制度とされている市があれば、内容をご教示いただきたい。

２の身体障害者に対する減免措置について、現況届等により継続扱いとし、普通自動車税との二重減免はしていない市にお尋ねしますが、届出に際して身体障害者手帳の写しの添付、届出後に、県税事務所等への調査(二重課税の調査)など、事実と異なる場合は、減免の取り消しと、延滞金を含む納税などの誓約文が現況届に記載されているかをご教示ください。

(議長)

知多市さんは、市長会がまとめてくださった回答の資料で了解したとの事ですので、本日配布しました資料に目を通してください。

1(1)生活保護受給者への減免措置の減免の基準日について意見等発言お願いします。

（名古屋市）
賦課期日ではなく到来する納期限を見ている。５月で生活保護の受給を受けていれば減免をしている。賦課期日で判断していない。

（一宮市）
名古屋市と同様です。
（豊田市）
資産税課が所管のため把握していない。
（犬山市）
名古屋市さん、一宮市さんと同様です。
（議長）
1(2)保有理由の不要とする場合のアイウについて
（豊橋市）
軽自動車は資産税所管のため把握していない。
（春日井市）
軽自動車の減免ですが、申請のときに生活保護受給証明書を添付いただいている。名義が受給者であれば減免している。
（豊田市）
資産税課が所管のため把握していない。
（名古屋市）
春日井市さんと同様で、生活保護を受けておられれば減免の対象としています。福祉事務所は、軽自動車を保有している方は、生活保護の受給者はなかなか受けられない。
（犬山市）
社会福祉事務所に確認と減免申請だけです。
（議長）
1(3)福祉事務所の具体的な確認事項について
（一宮市）
生活保護になられた方は、福祉課から減免申請書を各課の担当者に回ってきます。これを見て軽自動車を持っている方は、福祉課で判断してもらって、いいのであれば減免する。駄目な場合は廃車をしてもらうということを軽自動車の担当と福祉の担当と話していると聞いています。
（江南市）
一宮市さんと同様ですが、開始、廃止の連絡は税務課に届く。該当があるかを担当者が確認し、福祉事務所に回答する。(2)イに当たる事例があり、その場合、福祉事務所が所有を承認していないため、減免はせず、生活保護

家庭の方に廃車を進めた事例はあります。
（岩倉市）
　一宮市さんと同様で、福祉事務所から生活保護の通知が来ます。各税の担当が福祉事務所へ問い合わせることとなっている。
（議長）
　2(1)～(3)身体障害者に対する減免について、現況届等により継続扱いとし、普通自動車税との重複減免をしていない市にお尋ねします。
（岡崎市）
　１人１台限定です。障害者手帳にゴム印を押している。身体障害者手帳の移しも添付。タクシー券を支給しているので重複しないようにしています。
（豊川市）
　岡崎市さんと同様な扱いです。申請の際は、障害者手帳の写し、福祉課で減免を受けていない方で、タクシー券と重複しないようにゴム印を押している。
（津島市）
　タクシー券との重複のチェックはしていない。その他は豊川市さんと同じです。写しは添付している。
（知多市）
　現況届を郵送で返送してもらって申請があったものとして取り扱われているのが何市ほどあるか。岡崎市さんは減免申請書は送付しているが、申請手続きは窓口に来ていただいて、身体障害者手帳を提示してゴム印を押してコピーをとるという作業かと思いますが、本市が検討しているのが、普通自動車税はハガキを出して去年と同じとの回答であれば減免している。そのような形で現況届や継続申請書を送付して、障害がある方なので、毎年市役所に来て下さいではなく、現況届と継続申請書を返送していただき、そのまま継続決定している市はどれぐらいあるか。知多市は前年の申請者には申請書を送付しています。普通自動車と二重減免がないように手帳の備考欄を確認してゴム印を押す作業が必要と考えていたため市役所に来てもらっています。利便性を図るために知多市の３箇所のサービスセンターでも減免申請の取扱もやっているが、サービスセンターの人員整理のため手続きができなくなった。県税はハガキの返信で便宜を図り、市においては納税者を信用して継続的に申請書を送付してこれば細かなことはチェックしないということをお尋ねしたい。
（半田市）
　継続の場合は納税通知書に継続書類を同封し、減免申請に毎年来庁してもらう。

（津島市）
　半田市さんと同様です。毎年来庁して申請してもらう。
（知立市）
　毎年来庁して申請してもらう。
（弥富市）
　毎年来庁して申請してもらう。
（西尾市）
　２月に減免対象者に案内文書を送付する。異動があった場合は来庁してもらう。
（知多市）
　来庁しなくてもよいと取扱をされている市で、身体障害者手帳のコピーや継続申請の添付書類で確認していない人には、県税事務所に二重減免はないかの調査をしているとか、相手を信用するために誓約文とかを提出していることがあれば教えてください。
（豊川市）
　コピーをつけるのは、一番最初の申請時で継続時ではつけていない。
（瀬戸市）
　初回は手帳の写しで、継続は返信の内容を信じている取り扱い。
（愛知県）
　自動車税に生活保護受給者の減免制度はありません。身体障害者に対する減免ですが、軽自動車税が減免となっている場合でも自動車税は減免をしている。自動車税の減免台数は１台のみ。減免の継続するための確認方法ですが、来年度減免対象者に往復はがきを送付し、返信を確認することにより減免措置を継続している。電気自動車に対する軽減措置ですが、電気自動車とプラグインハイブリット自動車については５年分の自動車税を免除しています。

(3)「その他」
〇名古屋市財政局税務部税制課長　堀田　喜之氏説明
　東海都市税務協議会会則と平成２６年度地方税制改正に関する要望書の説明をされた。
　東海都市税務協議会の幹事について、名古屋市が代表幹事をおこなっている。幹事市の承認について、名古屋市に全員一致で承認
〇その他
（岡崎市）
　給与支払報告書は２部複写です。正と副を分離しているが、副票は使用

していない。膨大な人件費を使って仕分けして副票は使用していない。各市の状況を聞いて、将来的に、正票のみにしてほしいという案を総務省に出してはどうか。

（議長）

岡崎市さんより、給与支払報告書について、正と副２部提出していただいているものを、１部でいいのではという意見がありましたが、それについてご意見があればお願いしたい。

（豊田市）

１部しか使用していない。分離作業で事務ミスがあり、納税者に迷惑をかけた実例がある。できたら１部にしてほしいため強く要望したい。

（春日井市）

数年前に、給与支払報告書で課税漏れがあった。それ以来、正副ダブルパンチ入力をしている。正副の合計数チェック作業もしている。１回だとパンチミスもある。委託でパンチをしているので入力内容に誤りもある。給与支払報告書の仕分けでもミスがあるためダブル入力してチェックしている。

（江南市）

春日井市さんと同様の理由ですが、パンチ入力で正、副パンチしていると思います。岡崎市さんと同様に、副はいらないと考えています。

（瀬戸市）

この件でどのような状況か市長会で取りまとめをいただいてはどうか。

（議長）

給与支払報告書の取扱については、市長会から各市メールでやり取りして、後日、資料を回答したいと思います。

5　次年度当番市の決定　稲沢市

6　閉会　市長会事務局　財務係長　石川　浩司